10)交通

■ 交通について

電車や バスなどの 線が たくさん とおっています。毎日の 生活の 中で 便利に 使うことが できます。

でんしゃ **雷車**

◇どんな 乗車券<きっぷ>が あるか

①普通乗車券

ちかい ところへ いくときの きっぷは 自動販売機 <きっぷを うる きかい>で 買って ください。とおい ところへ いくときの きっぷや 特急券 <特急に のるときに 必要な きっぷ>などは 駅に売るところが あります。きっぷの ねだんは 自動販売機の 上に 書いてあります。11歳までの「こども」は はんぶんの ねだんです(中学生は おとなと おなじ ねだんです)。5歳までの ちいさいこどもは お金は いりません(小学生は「こども」と おなじ ねだんです)。お金が いらないのは、おとなか「こども」 1人について、ちいさい こども 2人までです。

②回数券

**・ 10枚の ねだんで 11枚の きっぷを 買うことが できます。おなじ 駅の あいだを 何回も のると きに 便利です。使用期限くいつまで 使うことが できるか>が きまっています。

③定期券

まいにち 仕事や 学校へ いく人は 定期券が 便利です。きまった 駅の あいだを 何回でも 乗ることが できます。1か月か 3か月か 6か月の 3つの 期間が あります。長いものほど 1回にかかる ねだんが 安くなります。

↓ PASMO(パスモ)) PASMO(パスモ))

定期券にも プリペイド式乗車券 < 先に たくさん お金を いれて 使う きっぷ > にもなる カードです。カードを 読む きかいが ある ぜんぶの 電車と バスで つかうことが できます。のるときに 毎回 お金を 出して きっぷを 買う 必要が なくなります。

Suica は JR東日本で 売っています。自動改札機<駅の中に はいる ときに とおる きかい>に カードを しっかりと のせて とおります。PASMO は、私鉄<JR以外の 電車>、地下鉄、バス会社で売っています。

◇電車の 種類

- ・ぜんぶの 駅に とまる 電車:「普通」

◇時刻表〈電車が でる時間を みる 表〉

時刻表を みると、電車が 何時に 駅を出て 何時に つくか わかります。時刻表では、「午前」、「午後」という ことばは 使いません。時間は 24時間制で 書いています(例: 午後3時は 15:00、午後11時は 23:00と 書きます)。

■バス

バスが いくところは まえの 面の うえに 書いています。

かね ていきけん かいすうけん しきじょうしゃけん お金のほかに、定期券、回数券、IC カード式乗車券(Suica、Pasmo など)も 使うことが できます。

◇お金の はらい方

- ・どこで おりても 同じ ねだんの バスが あります。停留所<バスが とまるところ>で ねだんを み て ください。乗るときに お金を はらって ください。
- ・おりるときに お金を はらう バスでは、のるときに「整理券<数字を書いた 紙>」を とって ください。
- ・おりたい 停留所の すこし まえに きたら、バスに ついている ボタンを おして ください。 つぎの でいりゅうじょ 停留所で バスが とまります。
- ・ねだんは バスの なかの いちばん まえに 出ています。整理券の 番号の ところに かいてある ねだんを 払って ください。おりるとき、運転手の 横に お金を いれる はこが あります。整理券と いっしょに お釜を いれて ください。おつりは 出ません。ちょうどの お金を 用意して ください。 11歳までの「こども」は はんぶんの ねだんです(中学生は おとなと おなじ ねだんです)。 $\mathbf{5}$ 歳まで の ちいさい こどもは お金は いりません(小学生は「こども」と おなじ ねだんです)。お金が いらないのは、おとなか「こども」 $\mathbf{1}$ 人について、ちいさい こども $\mathbf{2}$ 人までです。
- ・ICカード式乗車券(Suica や PASMO)を つかうときは、のる ところに ある きかいに カードを しっかりと のせて ください。 おりるときも、お金を いれる はこの ところに カードを のせて ください。

■タクシー

タクシーは 車の 上に 会社の なまえの しるしが ついています。 客が のっていない タクシーは、まえの まどに 赤い 色で 「空車<あいています>」と でています。

タクシーは 駅の まえなどに ある タクシー乗り場から のることが できます。道を はしっている 空車の タクシーを とめて、乗ることも できます。タクシーの 会社に 電話して 呼ぶことも できます。呼ぶときは べつに ねだんが かかります。日本の タクシーは 運転手が ドアを あけたり しめたりします。ドアに さわらないで ください。

ねだんは、 車の 大きさ、はしった 長さ、時間、場所などで 変わります。運転手の 横にある「メーター」に ねだんが でています。朝 はやい 時間と 夜 おそい 時間や、 高速道路を とおったときは ねだんが 高くなります。チップ くお礼の お金 > は いりません。

■ **自動車の** 運転

日本では、自動車や 自転車は 道の ひだりがわを とおります。飲酒運転<酒を のんだあとに 運転する>は 絶対にしないでください。

◇日本で 運転するためには、下の どれかの 免許証を もっている 必要が あります。

- ① 日本の 免許証
- ② ジュネーブ条約に あった 国際運転免許証<外国で 使うことが できる 免許証>

○日本で **運転できる とき**

にほん めんきょしょう ゆうこうきかん つか

- ・日本の免許証: 有効期間 < 使うことが できるとき > の あいだ
- *国際運転免許証と 外国の 運転免許証: 有効期間の あいだ(または 日本に はいった 日から 1 ねん 1年まで)

うんてんめんきょ

〈運転免許のことを ききたいとき〉

千葉県警察

・千葉運転免許センター

ちばしみはまくはまだ 千葉市美浜区浜田**2-1**

電話:043-274-2000

(電話と ファックスが あります。日本語)

ながれやまうんてんめんきょ

・流山運転免許センター

流山市前ケ崎217番地

電話:04-7147-2000

(電話と ファックスが あります。日本語)

http://www.police.pref.chiba.jp/license/index.html

じぶん くに うんてんめんきょしょう にほん うんてんめんきょしょう か ◆自分の 国の 運転免許証から 日本の 運転免許証に 変える

使うことが できる 外国の 免許を もっていて、免許を とった あと その 国に **3**か月以上 いた人だけです。

知識審査<日本の 運転や 交通について しっているか しらべる>と 技能審査<運転することが できるか しらべる>が 必要です(必要が ない 国も あります)。

手続きをするときは、千葉運転免許センターへ いって ください。

てつづ ひつよう ち ば うんてんめんきょ

手続きに いく まえに 必要なものは、千葉運転免許センターに きいて ください。

*流山運転免許センターでは 手続きが できません。注意して ください。

◇日本で あたらしく 運転免許証を とる

にほん 自分の 国の 免許証を もっていない人は、新しく 日本の 運転免許証を とることが できます。 日本人と おなじように、運転免許センターで 試験を うけて、ごうかくする 必要があります。 適性試験 <からだの 試験>、筆記試験<こたえを 書く 試験>、技能試験<運転する 試験>が あります。 日本では 運転を ならう 学校(自動車学校)へ いく人が 多いです。運転免許証を とるために 必要なことを ならいます。

交通の 勉強や 車の 運転のしかたなどです。自動車学校の 勉強が おわった人は、運転免許セン ターで 技能試験を 受けなくて いいです。適性試験、筆記試験だけです。(筆記試験は「〇」か 「×」の どちらかを 書く 試験です。日本語か 英語か 中国語 で うけることが できます。)

*勉強の本

にほん 「交通の 教則<日本の 交通の きまり>」 (英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語)

日本自動車連盟 (JAF)で うっています。

全日本交通安全協会が 出している「交通の 教則」という 本を 訳したものです。

http://www.jaf.or.jp/inter/manual/index.htm

[運転免許証を とるために いるものや お金]

どんな 免許を とるかで、必要なものや はらう ねだんが かわります。運転免許センターに きいて ください。

うんてんめんきょしょう ◇運転免許証の 更新<新しいものに かえる>

運転免許証は もらってから 3年 あとの 誕生日までです。そのあと、3年に 1回 更新する 必要が あります。優良運転者
くいつも安全に運転している人
>は5年に1回です。

更新の 手続きは 運転免許センターか ちかくの 警察署で できます。

更新のときになると、免許証の 住所に、あんないの はがきが きます。誕生日の 1 か月 まえから 1か月 あとまでの あいだに 手続きをして ください。

詳しいことは 運転免許センターに きいて ください。

◇自動車を 登録する<役所に 届ける>

自動車を かったときは 陸運事務所に 登録する 必要が あります。むずかしい 手続きです。 ふつう、車を 売る 店が かわりに やってくれます。

自動車を 登録するときは、税金(自動車重量税くおもさに かかる>、自動車取得税<自動車を 買っ たとき>、自動車税<自動車を もっている人に かかる>)を はらうこと、保険(自動車損害賠償責任 保険・自賠責)に はいることと、自動車保管場所証明(車庫証明)が 必要です。印鑑証明か サイン (日本にある 大使館で 証明したもの)も 必要です。

・自動車損害賠償責任保険(自賠責保険):必ず はいる 必要が あります。

- じゅう ほけん にんいほけん じどうしゃそんがいばいしょうせきにん
- ・自由に はいる 保険(任意保険):自動車損害賠償責任保険だけでは たりないことが あります。 任意保険にも はいって ください。

じょうしゃ けんき **◇自動車の 検査<しらべる>(車検)**

自動車が こわれていないか どうか、きまりに あっているか どうかを しらべることが、法律で きまっています。2年か 3年に 1回です。自動車を 新しく 登録したときに 検査があり、自動車検査証がでます。つぎの 検査を いつ うけるかは 自動車検査証に 書いてあります。

検査は 自動車を せいびくなおすこと>する 工場に たのむことが できます。自分で 検査の手続きをすることもできます。

かかる お金(検査登録申請料・自動車損害賠償責任保険料・重量税・修理代)は とても 高いです。 検査の まえに 用意して ください。

◇自動車税

自動車には 毎年 税金が かかります。領収書<レシート>は、車検のときに 必要です。すてないでください。

■ 原動機付き自転車(原付バイク)

原動機付き自転車(原付バイク)に のる人は 免許が 必要です。原動機付き自転車(原付バイク)を 買ったときは、住んでいる 市区町村の 役所に 登録して ください。毎年 1回、税金(軽自動車税)を は ひっょう 必要が あります。

■ 日本の 交通について まもってほしいこと

◇道を あるくとき

- ① 歩道 < あるく人が とおる ところ > が あるところでは、必ず 歩道を とおって ください。
- ② 歩道が ないところでは、道の 右の 方を あるいて ください。
- ③ 道路を わたるときは、信号を まもって ください。信号が ないところは、横断歩道く道を わたるための しまもようの あるところ>を 使って ください。わたる まえに 左と 右の 安全を しらべて ください。 車が 止まってから わたって ください。
- ④ 道へ とびだす<急に はしって出る>ことは 絶対にしないで ください。
- ⑤ 夜は 反射材 < 車の 電気を 受けて ひかるもの > を からだに つけるか、あかるい 色の ふくを きて ください。

10) 交通

⑥「歩行者横断禁止」の 標識 < 交通の きまりを 書いた しるし>が ある 場所では、道を わたらないで ください。

◇自転車で 走るとき

- ① 自転車は 車道<車が とおる 道>を とおって ください。車道の 左の はしを はしって ください。
- ② あるいている人の じゃまをしないで ください。
- ③ 傘を さしたり、スマホを みながら 運転しないで ください。
- ④ 交差点では 止まって、まえや よこを よくみて ください。
- ⑤ 暗くなったら 電気を つけて ください。

◇自動車を 運転するとき

- ① 交通の きまりを まもって ください。信号や 標識を まもって ください。
- ② 運転免許を もっていない人や お酒を のんだ人は、ぜったいに 運転しないで ください。
- ③ 自動車に 乗るときは、必ず シートベルト < からだを とめる ベルト > をして ください。 5歳までの 子どもを のせるときは、チャイルドシート < 子どもの いす > を 使う 必要が あります。

防犯登録くぬすまれたときのための 手続き>

自転車は、かならず 防犯登録をする 必要が あります。自転車が ぬすまれたときや、なくなったとき ぼうはんとうろく など、防犯登録が あれば かえってくるかもしれません。防犯登録は、自転車の 店などで 手続きをしてくれます。

・自転車等放置禁止区域<自転車を おいてはいけない ところ>

**
駅の まえなどは、自転車等の 放置禁止区域になっています。標識が 出ています。この 場所に

「でんしゃ としょ やくしょ やと
自転車や オートバイを おいたときは 撤去く役所の人が ほかのところに もっていく>されます。
でっきょ かね かかった お金などを はらう 必要があります。自転車を おくときは 注意して ください。

◇交通事故の 相談

交通事故に あった 場合、けがや 車を なおす お金を はらうなど、いろいろな 問題が おこりま す。 交通事故にあって こまっている人のために、千葉県には、交通事故相談所が あります。 いろいろ なことを しっている人に 相談が できます。 ひみつは まもります。 お金は いりません。 せうだん にほんご 相談は 日本語です。

ちばけんこうつうじ こそうだんじょ (千葉県交通事故相談所)

R A L ま は けんちょうほんちょうしゃ かい・本所 (千葉県庁本庁舎2階) ち ば し ちゅうおうくいちばちょう 千葉市中央区市場町1-1 電話 043-223-2264

ひがしかっしかししょ ひがしかつしかち いきしんこうじむ しょ かい・東葛飾支所 (東葛飾地域振興事務所4階)

* つどしこねもと 松戸市小根本7 でんか 電話 047-368-8000

*安房支所(安房地域振興事務所1階)

たてやましほうじょう 館山市北条402-1 でんわ 電話 0470-22-7132